

それでは、改正の内容でございますが、第二項中「給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の月額合計額（以下「給料等」という。）を「給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の月額合計額（以下「給料等」という。）に、給料及びこれに対する調整手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して市規制で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」に改正をいたすもので、職務に応じた加算措置の算定基礎を定めたものでございます。

次に、一号及び二号につきまして、支給対象者の範囲を定めたものでございますが、市規則で定める職務段階等に応じた加算の対象職員及び加算率についても、ここで御説明をさせていただきますと思います。まず、職務の等級が一等級である職員であって、部長の職務またはこれに相当する職務にある職員につきましては、算定基礎額に百分の二十を加算し、職務の等級が一等級の職員であって、課長の職務またはこれに相当する職務にある職員につきましては、百分の十五を加算するものといたします。次に、職務の等級が一等級の職員であって、課長補佐の職務またはこれに相当する職務にある者または職務の等級が二等級の職員であって、年齢が五十歳以上の職員につきましては、百分の十を加算する。また、職務の等級が二等級であって、五十歳未満の職員及び三等級または四等級の職員であって、年齢が四十八歳以上で、なお在職年数が二十年以上を有する職員については百分の七を加算し、職務の等級が三等級または四等級の職員であって、年齢が三十六歳以上で、在職年数が十年以上を有する職員については、百分の五を加算するものでございます。なお、役職以外の職員の加算措置につきましては、職員の年齢、在職年数あるいは役職に相当する職務を遂行するこれらの職員の勤労意欲、職場の活性化等を図っていくためにも、このような措置が必要であると考え、また、他市においても同様の扱いをしておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、第十一条の三の勤勉手当でございますが、これも第十一条の二の期末手当と同様に、新たに一項を加え第三項とし、職務段階に応じた加算措置のための算定基礎額、対象者の範囲を定めたもので、期末手当と同じ基準に基づくものでございます。

次に、第五条の給料表の別表の改正でございますが、今回の給料表の改定に当たりましては、以前より御指摘をいただいておりますところの給与体系の職務と責任とを配慮した中で、昨年に引き続きまして、その趣旨に沿って改正をいたしたところでございます。別表の改正給料表を適用し各等級、号給に該当する職員をもって改正額を算出いたしますと、一等級においては三・四二％、額にいたしまして一万三千三百四十三円。二等級においては二・七九％、額にいたしまして九千四百六十一円。三等級においては二・四八％、額にいたしまして六千四百四十円。四等級においては三・四六％、額にいたしまして九千二百二十一円。五等級においては二・八一％、額にいたしまして六千六百六十五円の引き上げとなり、職員全体の平均で申し上げますと二・七八％、額にいたしまして七千八百八十六円の引き上げと相なります。以上申し上げました数値を基準内給与で見ますと、実質給料においては二・三三％、扶養手当、住居手当等の諸手当で一・三四％、合計いたしますと三・六七％の引き上げと相なるわけでございます。この数値が、いわゆる今回のベースアップ三・六％ということになるわけでございます。

次に、改正後の初任給を参考までに申し上げますと、高校卒で五千九百円引き上げまして十二万三千四百円、短大卒が六千二百円引き上げまして十三万五千四百円、大学卒で六千九百円引き上げまして十四万八千六百円と相なります。なお、給与改定に伴います財源につきましては、各会計とも当初予算において二％の財源を留保しておりますが、今給与改定及び職務加算導入に伴う必要財源は、一般会計、特別会計を合わせまして、一億四千三百二十六万余円と見込まれておりまして、先ほど申し上げました留保額を差し引きまして、全体で八千六百三十四万余円の補正予算をお願いすることになるわけでございます。

次に、附則でございますが、第一項、第二項につきましては、改正条例の施行期日等を規定したものでございまして、本条例は公布の日から施行いたしましたので、改正後の条例は平成二年四月一日から適用するものでございます。

また、第三項は給与の内払いを定めたものでございまして、改正前の規定に基づきます適用日から、この条例施行の日の前日までの間に、職員に支払われた給与改正後の規定によって支払われる給与の内払いであることを定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十三号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長（井上寅吉君） 日程第八 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、固定資産税の納期について、平成三年度が評価替えの年であること及び税法改正が成立したことに伴い、縦覧期間が一カ月延期されるため、納期の特例を設け納期の変更をしようとするものでございます。

それでは、改正の内容について説明を申し上げます。

本法附則、第三十三条でございますが、平成三年度分に限り固定資産税第一期の納期を一カ月繰り下げ、五月一日から同月三十一日までに変更しようとするものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行日を平成三年四月一日からとすることを定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長（井上寅吉君） 日程第九 議案第十五号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第十五号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、都市計画税の減税措置として東京都は引き続き現行どおりの不均一課税を実施していく方針でございます。当市といたしましても、他市町の減税措置の状況等、諸般の情勢を考慮し慎重に検討した結果、平成三年度から三年間に限って税率の引き下げを行いたいこと、及び市税賦課徴収条例の改正内容の説明の際にも申し上げましたように、都市計画税についても納期の変更を行う必要が生じたので、本条例の御提案を申し上げた次第でございます。

それでは、改正の内容について御説明を申し上げます。

本法、附則第二十項は、平成三年度から平成五年度までの三年間に限って、税率を「百分の〇・二八」から「百分の〇・二五」に引き下げようとするものでございます。

なお、税率改正に伴う減収額は今定例会に上程し、お願いを申し上げます。当初予算で比較いたしますと、六千六百万円程度になろうかと考えております。

第二十二項は固定資産税と同様、都市計画税の第一期分の納期を一カ月繰り下げ、「五月一日から同月三十一日まで」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、第一項は本条例の施行日を平成三年四月一日と定め、第二項は特例税率の取り扱いに関する経過措置を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長（井上寅吉君） 日程第十 議案第三十六号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（教育次長 矢崎茂夫君登壇）

○教育次長（矢崎茂夫君） 御指名をいただきましたので、議案第三十六号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正の内容について御説明申し上げます。なお、内容説明に入ります前に、一言おわびを申し上げます。実は、後ほど御審議をいただきます平成三年度福生市一般会計予算の教育費の中に、福生市育英資金の補助額について、レベルアップを図るべく予算の計上をさせていただいておりますが、この支給額は条例規定事項でございまして、当然のことながら、条例改正の手続きが優先でございまして、しかしながら、極めて初歩的なミスによりまして、この手続を落としてしまった次第でございまして、今回、議会の特段のお取り計らいによりまして、ここに議案として提案させていただきました次第でございまして、今後、このようなことのないよう反省し、深くおわびを申し上げます。次第でございまして。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

福生市育英資金の支給額につきましては、都立学校の授業料を一定の基準として定めておりますけれども、平成二年度から都立学校の授業料が、年額八万二千八百円から八万八千八百円に引き上げがされたことに伴いまして、その支給額の改正をいたそうとするものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、第六条の規定に基づく育英資金の支給額を改正するものでございまして、現行月額「七、



つきましては登録書を、無形文化財につきましては認定書を交付するというものでございます。

次の第三条の三は、登録文化財の解除について定めたものでございまして、今回の登録制度では、あくまでも浅く広い保護を目指しておりますので、制度を文化財自体に恒久的に付随させることは、登録の際、同意も得にくいということもありまして、所有者の申し出により、登録を解除することができるよう規定しております。広く浅い保護施策を目指す結果として、所有者の心理的負担をも軽減し、保護対象を広げていきたいと考えております。

次に、第三条の四でございしますが、文化財の保護奨励のため、登録文化財の所有者に対し、奨励金の交付を行うというものでございます。これは、指定制度による指定文化財の修理等、所有者に金銭負担の必要が生じた場合に市が交付する補助金と異なりまして、年一回、毎年度交付される謝礼的性格を有するもので、これによって、所有者の協力を一層期待するものでございます。なお、奨励金の額でございまして、平成三年度においては十六件、二十五万円を予定しているところでございます。

次の第三条の五でございしますが、所有者等に変更があった場合の届け出でございまして、一部を除き速やかにその旨を委員会に届け出ただき、登録文化財の実態を正確に把握しようとするものでございします。

第三条の六は、無形文化財の保持者の氏名、変更等の届け出について規定したものでございます。

以上が、今回新たに規定された条文でございまして、次の第四条以下の改正規定は、既存条文の改正でございまして、文化財登録制度を導入したことに伴い、条文の追加及び文言等の整備をいたそうとするものでございますが、登録制度により、今後、市指定文化財は市登録文化財の中から指定されるというふうになった次第でございします。

なお、第五章の關係につきましては、章の見出し及び各条文中に記念物の一つとして「旧跡」という用語が規定されておりましたが、旧跡は史跡と同じに考えて差し支えないという学術的見解から、今回の改正で「旧跡」という文言を削除しております。

以上最後になりますが、附則として、第一項は条例の施行日を平成三年四月一日からとし、第二項では経過措置として、条例施行の際、改正前の条例によって指定されている市指定文化財については、改正後の条例により市登録文化財として登録されたものとみなすというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） ただいまの提案説明を聞いて、文化財に対して大変な前進ではないかなと思います。その中で、奨励金を出せばいいやということではなく、中身の対応をきちんとやっていただきたいと思ひます。というのは、市民から相当なものをお借りして、それなりの調査をするときもきちんとそれなりの対応をしていかないと、預かったものは預かりっぱなし、いつどうなっているのかわからないというようなことでは困りますので、やはり中身がよくなった以上、そういう分、対応をきちんとしていかなければ、市民の方からも不信感が出てくると思ひますので、預かったものには、きちんと定期的にその進捗状況等、調査状況等を報告するような対応をきちんとしていただいて、より市民から信頼されて多くの文化財、このようなものが集まるように努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

○副議長（井上寅吉君） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第十六号は総務委員会に付託いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 十一時十分まで休憩をいたします。

午前 十時五十五分 休憩

午後十一時 十分 開議

○副議長（井上寅吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二 議案第十七号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度といたしまして、ひとり親の状態、または父あるいは母が重度の障害である場合の義務教育終了前の児童、または二十歳未満で一定の障害を有する方に、市の条例に基づきまして手当を支給するものでございます。今回、児童福祉の向上の一環といたしまして、都条例が改正されましたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第二表中、育成手当の月額「一〇、五〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一二、五〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成三年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の児童育成条例の規定は、平成三年四月分の手当から適用いたしましたして、同年三月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大麥雜駁でございますが、慎重御審議をいただきますして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第十七号は厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（井上寅吉君）御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、厚生委員会に付託することに決  
定いたしました。

[illegible]

○副議長（井上寅吉君） 日程第十三 議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度といたしまして、六十五歳以上の人で六カ月以上寝たきりの状態にある方が対象でございます。市の条例に基づきまして手当を支給するものでございます。今回、老人福祉向上の一環といたしまして、都の条例が改正されましたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三條中、七十歳以上の方に支給する手当の月額「四万三千元」を「四万五千元」に、七十歳未満で所得基準以下の方に支給する手当の月額「三万六千元」を「三万七千五百円」に、また七十歳未満で所得基

準を超える方及び都の重度心身障害者福祉手当受給者に対しましては、月額「二万四千円」を「二万五千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成三年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の老人福祉手当条例の規定は、平成三年四月分の手当から適用いたしまして、同年三月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十八号は厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第十四 議案第十九号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号 福生市重度心身障害者福祉手当

条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この制度も東京都の制度といたしまして、身体障害者二級以上の方、精神薄弱者中程度以上の方あるいは脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方に対し、市の条例に基づきまして手当を支給するものでございます。今回、重度心身障害者の福祉の向上の一環といたしまして、都の条例が改正されましたことに伴ひまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、月額「一万二千五百円」を「一万三千元」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行の期日は平成三年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の重度心身障害者福祉手当の規定は、平成三年四月分から適用いたしまして、同年三月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十九号は厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第十五 議案第二十号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する  
条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第二十号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、融資の利用が年々減少していることから、現行の融資制度を見直し、その制度をより充実し魅力ある制度に改め、利用効率を高めるとともに事務の簡素化を図り、融資のスピード化を行い、あわせて貸し倒れの防止を図るため、融資申込者の資格の一部を変更することにより、本条例を御提案申し上げます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

第六条第一項第三号でございますが、これは運転資金、設備資金の申込者の資格要件として定めているものでありまして、現行は融資の合計額が五百万円以下の場合、連帯保証人一人、または東京信用保証協会、もしくは東京都農業信用基金協会の保証を有することになっておりますが、改正後は連帯保証人を除き、東京都信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証に改めようとするものでございます。

次に、第七条でございますが、これは連帯保証人の資格の規定ですが、前段「第一項第三号及び第二項第五号の」を「第二項第五号に規定する」に改めるとありますが、改正後の連帯保証人制度は、開業資金の融資のみとするため、条文整備をするものでございます。後段、第七条第四号のただし書きを削るとありますが、開業資金のみとなるため、ただし書きの必要性がなくなるので、この規定を削除するものでございます。

次に、第七条の二でございますが、これは保証料の規定ですが、運転資金、設備資金につきましては、現行では融資額が五百万円を超える場合は、保証協会づけを条件に、その保証料の二分の一を市が負担することになっておりますが、改正案では、五百万円以下でも保証協会づけに移行させるため、五百万円以下

下でも、保証料の二分の一を市が負担することに改めるため「融資の合計額が五百万円を超え」の部分削除するものでございます。

次に、第十一条第二項でございますが、これは融資の申込者の信用調査等の規定ですが、運転資金、設備資金につきましては、保証協会づけに改めるため、融資審査会の審査を省略し、申し込み等を審査の上、融資の可否を決定しなければならぬに改め、融資手続の簡素化を図るものでございます。なお、開業資金につきましては、従来どおり融資審査会に諮るものとしております。

次に、附則でございますが、第一項でございますが、施行期日を定めたもので、施行期日を平成三年四月一日といたそうとするものでございます。

第二項は経過措置を定めたもので、改正後の福生市中小企業振興資金融資条例の規定は、施行日以降の融資の申し込みから適用させるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重に御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第十六 議案第二十一号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第二十一号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、東福生駅東口公園を設置したことに伴い改正しようとするものでございます。この公園の敷地面積は五百十平方メートルでございます。防衛補助事業として実施してまいりましたが、この三月下旬をもって完成する見込みでございます。

改正の内容ですが、別表の本六公園の後に、公園の名称として東福生駅東口公園、位置として福生市大字福生二一五番地一を加えようとするものでございます。

附則におきましては、本条例は平成三年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、建設委員会に付託することに

決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第十七 議案第二十二号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第二十二号 福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。地方公務員の公務上の災害または通勤上の災害に対する補償につきましては、公務災害補償法により、地方公務員災害基金がその実施に当たりまして、また、非常勤職員につきましては、地方公共団体等がそれぞれ法令により補償を行うことを定められておりますが、最近の行政を取り巻く環境は、御承知のとおり国際化や情報化、高齢化の進展などにより、急速に変化をしております。生活意識や価値観も大きく変わり、複雑化、多様化しておるのが現況でございます。このような状況を背景といたしまして、職場環境の変化の中で、災害の発生原因の要素も多くなりまして、不幸にも災害をこうむった場合に、現行の補償内容を補完すべく、東京都や都下の先進地におきましては、さらに独自の見舞金支給条例を制定しておりますが、福生市におきましても、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、この条例を提案しようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一条は、目的でございますが、公務災害等通勤災害に関しましては、死亡または負傷、疾病で障害を残した場合に見舞金を支給し、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ろうとするものでございます。

第二条については、職員について定めたものでございまして、第一号は地方公務員災害補償法に定めた市職員で、第二号は東京都市町村議員の公務災害補償等に関する条例に定める市議会議員。

第三号は、福生市非常勤の公務災害補償等に関する条例に定める、例えば予防接種医、教育委員、農業委員、選挙管理委員等で、第四号は、福生市非常勤の公務災害補償法条例の第二条の一号から第四号までに該当するもので、消防団員であるとか、あるいは公立学校の学校医、学校歯科医、薬剤師等を対象とするものでございます。

第三条については、見舞金の種類についてでございますが、公務上と通勤上による死亡の死亡見舞金と公務上または通勤上負傷し、もしくは疾病にかかり治癒した後、後遺症を残した場合の障害見舞金について、四つの種類を定めたものでございます。

第四条は公務災害死亡見舞金の額を定めているものでございます。職員が死亡した場合、その額は二千五百万円とするものでございますが、自動車損害賠償保障法が適用される事案については、自動車損害賠償責任保険も支給されますことから、千八百七十万円を調整支給するものでございます。

第五条につきましては、通勤災害の死亡見舞金の支給について定め、第四条と同じく死亡した遺族に対し支給し、その額は千二百五十万円となります。なお、自動車損害賠償責任保険の適用事案については、第四条同様、九百三十五万円を調整支給するものでございます。

第六条につきましては、遺族の範囲及び順序を定めたものでございますが、公務災害補償法と同様に職員の死亡当時、その収入によって生計を維持している者が受給資格者となり、そこにお示しのとおり一号から六号までございまして、その順序といたしましては、内縁関係を含む配偶者を最初に、次は子、三番目は養父母を先に、次に実父母として、四番目は孫、五番目は祖父母、六番目に兄弟姉妹の順として定めようとするものでございます。

第七条につきましては、公務により負傷し、もしくは疾病にかかり治ったときで、一定の障害が残った場合、その職員に対して、別表第一の障害の等級により見舞金の額をそれぞれ定めようとするものでございます。なお、自動車損害賠償責任保険が適用される場合は、別表第二により定めようとするものでございます。

第八条につきましては、通勤により負傷し、もしくは疾病にかかり、治ったときで一定の障害が残った

場合、通勤災害障害見舞金の支給について、別表第三で定めようとするものでございます。なお、自動車損害賠償責任保険が適用される場合は、別表第四により定めるものでございます。

第九条につきましては、見舞金の額の調整について定めてございますが、障害の程度が変更になった場合に、新たに支給する見舞金の額から既に支給した額を差し引いた額を支給するという調整について定めたものでございます。

第十条につきましては、見舞金の支給申請についてでございますが、公務災害補償等の実施機関において、公務上もしくは通勤上、公務災害と認定されたときまたは障害の程度が決定されたことを知った日から二年以内に市長に見舞金の支給申請をするように定めているものでございます。なお、これは地方公務員災害補償法に準じて定めております。

第十一条につきましては、見舞金の支給決定について定めておりまして、申請を受理したときは審査及び決定し、速やかに申請者に通知し、支給請求が市長にあったときは、速やかに見舞金の支給をすることを定めたものでございます。

第十二条は、委任条項でございまして、この条例の施行について必要な事項は市規則で定めようとするものでございます。

附則といたしましては、条例の施行日を平成三年四月一日からとして定めようとするものでございます。経過措置といたしまして、死亡見舞金は職員が施行日以後に公務上もしくは通勤により死亡と認定された場合に適用し、障害見舞金につきましては、職員が施行日以後に公務上もしくは通勤による負傷または疾病により障害の程度の決定を受けた場合と施行日前に障害の認定を受け、施行日以後も障害が残ったときに適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。